

長第 11190001 号
令和 2 年 11 月 19 日

各指定居宅サービス事業所管理者
各指定介護予防サービス事業所管理者
各指定介護保険施設管理者
各指定居宅介護支援事業所管理者
各指定介護予防支援事業所管理者
各指定地域密着型（介護予防）サービス事業所管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者
各サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応の徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が全国で初めて 2,200 人を超え、本県においても、和歌山市内の通所介護事業所（デイサービス）において、先日発表の職員 1 名に加えて、利用者 7 名の集団感染を本日発表したところです。

県内においては今後のさらなる感染拡大が非常に危惧される状況となっています。

高齢者施設・事業所におかれては、集団感染を発生させないため、手洗い、消毒、マスク着用等基本的な感染予防対策、毎朝の自宅での検温及び出勤時の検温等健康管理を適切確実に実施して、発熱や咳、味覚・嗅覚異常、全身倦怠感などの体調不良が少しでも認められる場合は、出勤しない、出勤させないことを再度周知徹底いただくようお願いするとともに、別紙の内容にご留意の上、再度、感染拡大防止対策の周知徹底をお願いします。

なお、高齢者施設・事業所の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測するとともに、職員が利用者の家族の健康状態の確認も行い、発熱や体調不良が認められる場合は、利用を断る取り扱いをされるよう再度周知徹底をお願いします。

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527 (直通)

別紙

1. 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡）の別紙中、社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における感染防止に向けた対応について」より

<職員の取組（感染対策の再徹底）>

- 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つこと。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにすること。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

<ケア等の実施に当たっての取組>

（基本的な事項）

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があること等から、以下に留意し実施すること。
 - ・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
 - ・ 定期的に換気を行う。
 - ・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。
 - ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
 - ・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
 - ・ 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。

（送迎時等の対応等）

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。

2. 「県民の皆様へのお願い（令和 2 年 9 月 3 日付け）」より

- 病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。
また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネジャーも含め、ご自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。
- 大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。
- 友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。
- 発熱など症状があるにもかかわらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが見受けられます。通勤や通学前に検温をして、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診してください。

3. 「新型コロナウイルス感染症発生報告・第 286 報（令和 2 年 11 月 19 日県記者発表）（重要なお知らせ）」より

- 令和 2 年 11 月 4 日から令和 2 年 11 月 15 日の間に橋本市内の飲食店「創業こころ」に来店された方は、最寄りの保健所まで速やかに連絡をお願いします。
- 発熱等の症状がある場合は、放置することなく早い目にかかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。相談は、受付時間内をお願いします。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すれば良いかわからない場合は、受診相談窓口にご相談ください。
- 相談窓口については、県ホームページの『新型コロナウイルス感染症に関する「受診相談窓口」について』を参照してください。
- 感染者が確認されている県外に行かれてから、2 週間以内に発熱や咳などが出現した場合は、最寄りの保健所やかかりつけ医にご相談ください。
- 熱がない、又は微熱であっても息苦しさや倦怠感が強い場合には、早めに医療機関を受診してください。
- 家族に咳等の症状がある場合は、家族全員がマスクを着用してください。また、こまめに手洗いを行い、ドアノブ等、共有部分を消毒するなど、家庭内での感染予防を心がけてください。
- 発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、医療機関を受診するとともに、通勤、通学はせず、外出も控えるようお願いいたします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失していても、通勤、通学は無理をしないようお願いいたします。
- 家族内に体調不良等、新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる場合も、通勤、通学はしないようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス陽性が判明した方と接触があったと思われる方は、自宅待機するとともに、最寄りの保健所まで速やかに連絡をお願いします。
- 長時間、密な状態になるような友人、知人の家での宿泊、会食や多人数での会食等は控えてください。
- 感染予防対策がされているところで飲食されるようお願いいたします。飲食をともにされた方で発熱などの体調不良が見られた場合は、保健所やかかりつけ医に相談するとともに、通勤、通学をしないようお願いいたします。
- 多くの方が新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、発表された感染者を特定し、SNS 等での個人への誹謗中傷や、個人情報などを拡散するなど、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、不確かな情報に惑わされたりすることなく、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。

いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。

4. その他（参考）

- (1) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000686298.pdf>
- (2) 「県民の皆様へのお願い（令和2年9月3日）」
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00205152.html>
- (3) 「新型コロナウイルス感染症発生報告・第286報（令和2年11月19日県記者発表）」
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/covid19_d/fil/20201119press.pdf